

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人文理学園
②設置大学名称	日本文理大学
③担当部署	総務部
④問合せ先	houjin@nbu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 8 月 2 8 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 4 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nbu.ac.jp/guide/governance/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	日本文理大学学則第1条、第8条及び第9条にて明らかにしている。また、大学ホームページにて公開している。 建学の精神・教育理念 https://www.nbu.ac.jp/guide/human/ 学部・学科等の教育研究目的 https://www.nbu.ac.jp/guide/research_purpose/
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学では、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化に向けて、組織的な取り組みを推進している。 具体的には、3つのポリシーの整合性確保のため定期的な見直し体制を構築し、用語や表現の統一化を図っている。学修成果の可視化においては、アセスメント・ポリシーを策定し、ルーブリック評価や外部アセスメントテスト、卒業時アンケートを実施している。教育課程の体系化では、カリキュラムマップの作成、科目ナンバリング、履修系統図の整備により学生の段階的な学修を支援している。さらに、入学者選抜においては多様な選抜方法の導入、評価基準の明文化、入学前教育の実施、入試結果の分析を通じて、アドミッション・ポリシーとの整合性を確保している。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「学校法人文理学園組織規程」において、日本文理大学における主要な教学組織の長の権限と役割が明確に定められている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	本学では、重要事項を審議・決定する会議や委員会において教員・職員の両方で構成する体制を整備している。また、教学組織の長が業務遂行において事務組織の担当部署と「合議」を行うことを明確に規定し、教職協働の具体的な形を制度化している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学では、大学におけるSD実施方針として「人材育成目標」「SD実施方針」「SD実施計画」を策定し、教職員の資質向上に係る基本方針を明確にしている。また、SD委員会において年度計画を策定し、この方針に基づいて適切に研修を実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学では、これまで策定してきた中長期計画において共通した一貫した策定方針を明確化している。この策定方針に基づき、学長室が主体となって具体性のある計画を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	事務分掌規程により大学企画業務担当が中長期計画を所管し、責任を以て進捗管理を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」を柱に、地域課題や産業界の変化に即応できる専門力と人間力を兼ね備えた実践的リーダー人材を育成している。 https://www.nbu.ac.jp/guide/human/
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	産学官民連携推進センターを核に、共同研究・公開講座・学生ボランティアなど多彩な連携を展開。研究シーズと地域ニーズを結び、行政・企業・住民と協働して地域課題を解決し、知財保護と情報公開の下で透明性ある産学連携を全学的に推進している。 https://www.nbu.ac.jp/education/sangaku/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では、教員に実務家教員が多く、多様な経験を持つ人材を登用している。また、障がいのある学生への合理的配慮を行うため障がい学生支援委員会を組織している。また、発達障がいを抱える学生への理解を深める研修を定期的実施している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 1 名（総数 7 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格、構成、理事長・理事の職務を「寄附行為」に定め、明確にしている。 理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性	理事会は、定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催

の確保及び評議員会との協働体制の確立	し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。 理事会及び評議員会の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人運営に必要な識見を習得できるように、新任・外部理事には情報提供や研修機会を確保するように努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、選任機関である評議員会の決議により選任している。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「監事監査規程」に基づき、監事、会計監査人、内部監査部門との密接な連携体制を構築し、監査体制を強化している。また、監査計画・結果等について意見交換を行い、実効性を確保している。
実施項目 3－2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供や研修機会を確保するように努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」及び「評議員運営規程」に定め明確にしている。 評議員選任のための評議員選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」に従い、適切に評議員選任を行っている。
実施項目 3－3 ②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」及び「評議員会運営規程」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会運営規程」及び「評議員会運営規程」に定め、適切に運営している。 理事会及び評議員会の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－3 ③	説明

評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。
-------------------	--

原則３－４ 危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人文理学園リスク管理基本規程」を定め、理事長をリスク管理最高責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、リスクの顕在化防止に努める等、リスク管理体制を整備している。 また、大学においては、「日本文理大学危機管理対策規則」を定めている。 大学においては、「日本文理大学危機管理基本マニュアル」を定め、学生及び教職員に周知している。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	「内部統制システムの基本方針」に基づき、「コンプライアンス推進規程」を定め、法令・寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。また、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口を設置するなど、内部通報体制を整備している。

原則４－１ 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学では、学校教育法施行規則第172条の2に基づく公表義務項目を基本として、情報公開専用ページを設けて積極的に情報公開を行っている。 https://www.nbu.ac.jp/guide/disclosure/
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学では、受験生向け Q&A 集、在学生・保護者向けには GPA 分布等の学修成果可視化や就職支援紹介、企業・社会向けには産学連携成果報告や卒業生活躍状況、地域住民向けには地域貢献活動事例やボランティア実績を公開している。 また、卒業生・企業アンケート結果を公表し、双方向コミュニケーションを図っている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明